



平成 25 年第四回練馬区議会定例会に 練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等 2 議案を追加上程しました

と き 12月10日(火) 午後1時から1時04分まで

と ころ 練馬区議会(豊玉北6-12-1)

平成 25 年第四回練馬区議会定例会において、12月10日の本会議で、区長提出 2 議案「練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」および「練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」が追加上程された。

この日上程された議案は、次のとおり。

平成 25 年第四回練馬区議会定例会 追加提出議案一覧表

議案番号	件名および内容説明	施行日等
150	練馬区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	1(1) 平成 26 年 1 月 1 日 1(2) 平成 26 年 4 月 1 日 2 公布の日
	1 特別区人事委員会勧告等に基づき、所要の改正を行う。 (1) 公民較差の解消を図るため、給料表の引下げ改定および所要の調整を行う。 (2) 自宅に係る住居手当を廃止するとともに、一定額以上の家賃を負担する借家・借間居住者に係る住居手当について、一定の年齢層の職員に加算措置を設ける等の改正を行う。 2 新型インフルエンザ等対策特別措置法および大規模災害からの復興に関する法律に基づき、国等から派遣される職員に手当を支給できるよう、所要の改正を行う。	
151	練馬区立幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	(1) 平成 26 年 1 月 1 日 (2) 平成 26 年 4 月 1 日
	特別区人事委員会勧告に基づき、所要の改正を行う。 (1) 公民較差の解消を図るため、給料表の引下げ改定および所要の調整を行う。 (2) 自宅に係る住居手当を廃止するとともに、一定額以上の家賃を負担する借家・借間居住者に係る住居手当について、一定の年齢層の職員に加算措置を設ける等の改正を行う。	